

つらしん



○障害年金業務に関する大切なお知らせ (その5) …… P.1



○再裁定に関する大切なお知らせ …… P.16



○市町村 (合併・住所表示変更等)

・金融機関 (合併・各種変更) に関するお知らせ …… P.24



《もくじ》

1. 障害年金業務に関する大切なお知らせ（その5）	1
○【指示・依頼】精神の障害にかかる障害認定の留意点	2
○【指示・依頼】障害年金の加算額対象者に係る 不該当処分通知等の取扱い	6
2. 再裁定に関する大切なお知らせ	16
○【指示・依頼】再裁定が不要である事例の取扱い	17
3. 市町村（合併・住所表示変更等）	
・金融機関（合併・各種変更）に関するお知らせ	24
○【情報提供】市町村合併に伴う住所表示等の変更	25
「栃木県栃木市」「島根県出雲市」	平成 23 年 10 月 1 日施行
「埼玉県川口市」	平成 23 年 10 月 11 日施行
○【情報提供】金融機関の合併及び店舗名称変更	33

1. 障害年金業務に関する大切なお知らせ（その5）

【年金給付部 給付企画グループ】

- 【指示・依頼】精神の障害にかかる障害認定の留意点
（平成23年8月23日 給付指 2011-230）

平成23年7月1日【給付指 2011-195】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（指示・依頼）にてお知らせした精神の障害の認定基準改正に関する厚生労働省年金局事業管理課からの留意点を周知するために指示を行ったものです。

- 【指示・依頼】障害年金の加算額対象者にかかる不該当処分通知等の取扱い
（平成23年8月9日 給付指 2011-218）

障害年金受給者より「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届（様式 229-1号）」が提出され、審査の結果、加算額対象者として認められない場合に受給者あてお送りする通知書等に関する取扱いをお示ししたものです。

精神の障害にかかる障害認定の留意点（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○			○				○						○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

本部関係部

障害年金業務部、年金相談部

目的・趣旨

平成23年7月1日【給付指 2011-195】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（指示・依頼）にてお知らせした精神の障害の改正に関して、厚生労働省年金局事業管理課より留意点について周知するよう指示がありましたのでお知らせします。

ポイント（内容）

- 今回の知的障害及び発達障害にかかる障害認定基準の見直しについては就労していることをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉え、年金が支給されなくなること等のないように明確化したものです。
- 知的障害者や発達障害者と健常者では働き方が異なることを確認するため、診断書の様式に「就労状況」欄を設け、勤務先、仕事の内容、給与等の情報をできる限り収集することとしました。
- しかしながら、障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項において説明（平成23年7月15日【給付情 2011-122】「障害認定基準PDF版の掲載と精神の障害用診断書の様式変更に伴う広報」（情報提供）を参照してください。）しているように、「就労状況」欄の記載については任意記載欄として設けたものであり、「就労している場合は、本人などから聴きとり、できるだけ記入するようお願いします。」となっています。

例えば、給与額などの記載は必須ではなく、聞きとりができた内容を可能な範囲で記入していただくことをお願いしているものですので、この点に十分留意の上、「就労状況」欄に記載がないことをもって返戻する等の取扱いを行うことがないようお願いします。

※ 年金局からの指示は、別添のとおり。

業務処理要領【マニュアル】年金給付（裁定 障害基礎年金請求書、障害給付年金請求書（障害厚生））

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 太田（哲）
連絡先（直通）

審査担当チェック欄 ■

連 絡 票

題 名	精神の障害にかかる障害認定の留意点について	厚生労働省年金局事業管理課			
		課長	補佐	係長	担当
		印	印		印

発行日	平成23年8月22日	回答期限	平成 年 月 日	業務区分	平常分・法改分
-----	------------	------	----------	------	---------

連 絡 ・ 質 問 ・ 要 求

以下の内容について障害認定事務担当者及び障害認定審査医員に周知願いたい。

また、全国の障害認定審査医員に対し、趣旨等を説明する場を設けるなど、運用の統一化を図るようお願いする。

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」（平成23年6月30日年発0630第1号）により精神の障害のうち、知的障害及び発達障害にかかる認定要領を改正したところがありますが、今回の改正では特に、知的障害者及び発達障害者の就労に伴う日常生活能力のとらえ方について明確化したものです。

これは身体障害者が就労する場合と異なり、知的障害者や発達障害者が仕事をするためには、多くのサポートが必要であり、働けることをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉えることのないよう考え方を整理しました。

すなわち、就労先が就労支援施設のほか、一般企業であっても仕事の内容やサポートの状況を確認し、明らかに健常者と同様の仕事ができる程度に改善している場合を除き、就労したことや収入が上がったことにより年金を支給停止すること等のないように明確化したものです。

これらを確認するため、診断書の様式に「現症時の就労状況」欄を設け、勤務先、仕事の内容、ひと月の給与等をできる限り収集することとしています。また、「障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項」において、「就労している場合は、本人などから聴き取り、できるだけ記入するようお願いいたします。」と説明しているように、当該欄は任意記載欄として設けたものであり、例えば、給与額などの記載は必須ではなく、聞きとりができた内容を可能な範囲で記入していただくことをお願いしているものです。

ついては、この点に十分留意の上、知的障害及び発達障害を含む「精神の障害」の診断書中、「現症時の就労状況」欄に、給与額などの記載がないことをもって返戻する等の取扱いを行うことがないよう留意願いたい。

受付日	平成 年 月 日	回答日	平成 年 月 日	日本年金機構			
回 答 ・ 意 見				部長	グループ長	企画業務役	担当者

				受付日	平成 年 月 日	受理者	
--	--	--	--	-----	----------	-----	--

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

表面

《精神の障害》

国民年金 厚生年金保険 障害年金保険 給付保険

診断書 (精神の障害用) 様式第120号の4

氏名 (フリガナ) 生年月日 昭和 年 月 日 生(歳) 性別 男・女

住所 都道府県 市区町村

① 障害の原因となった傷病名 ICD-10コード()

② 傷病の発生日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日

③ ①のため初めて医師の診察を受けた日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日

④ 傷病が治った(症状が固定した状態を意味)かどうか 平成 年 月 日 確定 確定 症状のよくなる見込み 有・無・不明 ⑤ 既往症

⑦ 障害者の氏名 請求人との続柄 聴取年月日 年 月 日

⑧ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項

⑨ 診断書作成医療機関における初診年月日 平成 年 月 日

⑩ これまでの発育・養育歴等(出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの履歴までできるだけ詳しく記入してください。)

ア 発育・養育歴 イ 教育歴 ウ 職歴

エ 治療歴(書ききれない場合は⑪備考欄に記入してください。)(※同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)

医療機関名 治療期間 入院・外来 病名 主な療法 転帰(軽快・悪化・不変)

⑫ 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)

⑬ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。

備考欄(前記の診断書に記載事項とは別(前記の診断書を作成している場合は記入してください。))

Ⅰ 抑うつ状態 Ⅱ そう状態 Ⅲ 幻覚妄想状態等 Ⅳ 精神運動興奮状態及び過激な状態 Ⅴ 統合失調症等狭義状態 Ⅵ 意識障害・てんかん Ⅶ 知的障害等 Ⅷ 発達障害関連症状 Ⅷ 人格変化 Ⅹ 服用、依存等(薬物等) Ⅺ その他

①障害年金の支給を求める傷病名を記入します。該当するICD-10コードを必ず記入してください。

⑦特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますので、できるだけ詳しく記入するようにしてください。

過去の障害の状態について記入する場合は、現症日までの状況を当時のカルテに基づいて記入してください。

年金の請求時又は障害状態確認届を前回作成している場合は記入してください。

該当する病状や状態像に○を付けてください。

VI てんかん発作のタイプは次の通りです。A:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 B:意識障害の有無を問わず、転倒する発作 C:意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 D:意識障害はないが、随意運動が失われる発作

※本人の障害および状態に無関係な欄は、斜線で消してください。

①の傷病のために初めて医師の診療を受けた日を記入します。診療録で初診が確認できるときは、「診療録で確認」に○を付けてください。確認できないときは、「本人の申立て」に○を付けて、申立て年月日を記入してください。

記入漏れがないようお願いいたします。

程度・症状を具体的に記入してください。投薬治療を行っているときは、処方薬名や用量なども記入してください。

《お願い》 この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。記入漏れや疑義が生じた場合は、作成された医師に照会させていただくことがありますので、ご承知置きください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

「日常生活能力の判定」は、一人で生活している場合を想定して判断してください。(1)～(7)の項目に判断の基準となる例がありますので参考にして、該当する項目の□にレ印(チェック)を付けてください。

ここでいう「行わない」は、障害の性質上の行動であり、性格や好き嫌いなどで行わないことは含みません。

就労している場合は、本人などから聴きとり、できるだけ記入するようお願いします。

診断時に判断できない場合は、「不詳」と記入してください。

「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、その旨と示している病態のICD-10コードを記入してください。

記入漏れがないようお願いします。

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するものを○で囲んでください。) 入院・入所・在宅・その他() (施設名) 同居者の有無(有・無) (イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) [] 2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。) (1)適切な食事・配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることができるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □できる □には助言や指導を必 □とはできないが助言や指 できない若しくは行 要とする □導があればできる わない (2)身辺の清潔保持・洗面、洗濯、入浴等の身の衛生保持や着替等ができる。また、 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □できる □には助言や指導を必 □とはできないが助言や指 できない若しくは行 要とする □導があればできる わない (3)金銭管理と買い物-金銭を効力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で 買い物可能であり、計画的な買い物ができるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 要とする □には助言や指導を必 □できる □できない若しくは行 わない (4)通院と服薬(薬・不薬)-規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることがで きるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 要とする □には助言や指導を必 □できる □できない若しくは行 わない (5)他人との意思伝達及び対人関係-他人の話や意見を聞き、自分の意思を相手に伝える、集団的 行動が行えるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 要とする □には助言や指導を必 □できる □できない若しくは行 わない (6)身辺の安全保持及び危機対応-事故等の危険から身を守る能力がある。通常と異なる事 態となった時に他人に援助を求めたりなどを含めて、適 正に対応することができるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 要とする □には助言や指導を必 □できる □できない若しくは行 わない (7)社会性-銀行での金銭の出入りや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活 に必要な手続きが行えるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 要とする □には助言や指導を必 □できる □できない若しくは行 わない		3 日常生活能力の程度(該当するものを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に 記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを併用してくだ さい。 (精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残症状・認知症・性格変化等)を認め るが、社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社 会生活には、援助が必要である。 (たとえば、自発的な家事をこなすことはできるが、状況や季節が変化し たらすと困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に 出来ないことある。金銭管理はおおむねできる場合など。) (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導 を必要とする。社会的対人交流は乏しく、自発的な行動に困難があ る。金銭管理が困難な場合など。) (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。 (たとえば、若くして適正な行動が見受けられる。自発的な発言が少な い。あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管 理ができない場合など。) (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的に することができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが 必要な場合など。) (知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能で あるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度) (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は 可能である。具体的な指示があれば理解ができ、身辺生活についてもお おむね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作 業は可能である。詳細に指示することであれば言葉での指示を理解し、 身辺生活についても部分的にできる程度) (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数字の理解力がほとんどなく、簡単な手伝いでもでき ない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も 一人でできない程度)
エ 現職時の就労状況 ○勤務先 ・一般企業 ・就労支援施設 ・その他() ○雇用体系 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・その他() ○勤続年数(年 ヶ月) ○仕事の頻度(週に()日) ○ひと月の給与(円程度) ○仕事の内容 ○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。) カ 臨床検査(心理テスト(知的障害の場合には、知能指数、精神年齢を含む。)) キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)	
① 現職時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください。) ② 予後(必ず記入してください。) ③ 備考		

「日常生活能力の程度」は、知的障害以外の精神疾患であれば(精神障害)欄の、知的障害であれば(知的障害)欄の(1)～(5)のいずれかに○を付けてください。

なお、発達障害については、知的障害と同様の症状が顕著にあらわれている場合は(知的障害)欄に記入していただいて構いません。

●日常生活能力の程度を判断するに当たり、各項目に記載している例を参考にして、生活全般を総合的に判断してください。

知的障害や発達障害の場合は、知能指数または、精神年齢を必ず記入してください。

障害者自立支援法による障害福祉サービスなどを利用しているときは、種類や内容を記入してください。

できるだけ詳しく記入してください。

てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害などは、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などでそれぞれの疾患の専門医師として従事している方であれば精神科の医師でなくても作成することができます。

上記のとおり、診断します。平成 年 月 日 (精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 医師氏名 印

障害年金の加算額対象者に係る不該当処分通知等の取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○		○				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	✓	✓			

本部関係部

年金相談部、業務管理部、障害年金業務部、支払部

目的・趣旨

障害年金の受給権者より「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届（様式 229-1 号）」が提出され、審査の結果、加算額対象者として認められない場合の不該当処分通知等の取扱いについてお知らせするものです。

ポイント（内容）

加算額対象者にかかる審査の結果、加算額対象者として認められない場合の処分通知は以下のとおり取扱ってください。

○本部支払部または事務センターより、審査後の処分結果を通知してください。

詳細な処分通知の取扱いについては、別紙を参照してください。

○処分結果の通知にあたっては、届出された加算額対象者、加算開始事由または年金コード等に応じ、別添 1～3 を使用し、通知してください。

○なお、処分にあたっては、他の年金給付不支給等と同じく国の承認を受けてから通知してください。

○処分通知の別添 2 及び別添 3 は、平成23年4月4日【給付指2011-98】「都道府県事務センターにおいて手作業作成する年金給付処分通知等の様式変更（指示・依頼）」にてお知らせした、全国共有（W）フォルダ：¥*18年金給付部フォルダ¥別添3【H23.5.9から】手作業作成する年金給付処分通知等様式フォルダ内に以下のとおり掲出します。

○フォルダ内の「【一覧表】手作業作成する年金給付処分通知等の一覧表（通知等名、用途、作成方式 H23.5.9 から）」も同時に更新します。

○EXCEL様式の解除パスワードは、本指示・依頼の発出日に各事務センター長へメールにてお知らせします。

審査担当チェック欄 ■

照会先

本部年金給付部
給付企画 G：菊池、大関
連絡先：■■■■■■■■■■

給付指導 G：稲田
連絡先：■■■■■■■■■■

障害年金の加算額対象者にかかる不該当処分通知等の取扱いについて

平成23年4月施行の障害年金加算改善法により、障害給付受給権者（請求者）から「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届（229-1号）（以下、「加算開始事由該当届」という。）」が提出され、生計維持関係等の審査の結果、加算額対象者として認められない場合の不該当処分については、以下のとおり通知を行う。

1. 処分通知の発出事例

- ①受給権者と加算額・加給年金額対象者となり得る配偶者または18歳到達年度末前にある子（障害状態なし）との間に生計維持関係が認められず、加算は行われない。
⇒加算額・加給年金額対象者不該当通知書（別添1）にて通知
- ②受給権者の障害等級が加算額を加算される障害等級に該当していないため、加算は行われない。（障害等級3級、職務上の船員保険障害年金6級及び7級）
⇒加算額・加給年金額対象者不該当通知書（別添1）にて通知
- ③18歳到達年度末より前にある子が「障害状態あり」と届出があったが、子の障害状態が一定程度として認められない。ただし、生計維持関係は認められるため加算は行われる。
⇒加算額・加給年金額対象者の障害不該当について（別添2）にて通知
- ④18歳到達年度末より後にある子が「障害状態あり」と届出があったが、子の障害状態が一定程度として認められないため、加算は行われない。
⇒加算額・加給年金額対象者の障害不該当について（別添3）にて通知

2. 処分通知の発出

処分通知の発出元については、現行と同様の取扱いとする。

なお、加算額・加給年金額加算開始事由該当届における加算額対象者の障害状態審査は、年金コードにより所管が相違するため、以下のとおりとする。

加算対象者			発出元・対象年金コード			様式
			0620・2650・5350・6350	1350・1370・0330	0340	
配偶者				支払部	障害年金業務部	別添1
子	18歳到達年度末前	障害状態なし	支払部	支払部	障害年金業務部	別添1
		障害状態あり	事務センター	支払部	障害年金業務部	別添2
	18歳到達年度末後	障害状態あり	事務センター	支払部	障害年金業務部	別添3

1. の発出事例①及び②

⇒年金コード0340の受給権者を除いて支払部より処分通知を発出する。

⇒年金コード0340の受給権者にかかる処分通知は障害年金業務部より発出する。

※加算開始事由該当届の左上余白に「不該当」と朱書きし、進達してください。

1. の発出事例③及び④

⇒年金コード0620、2650、5350、6350の受給権者にかかる加算額対象者の障害状態審査及びそれにかかる処分通知の発出は各事務センターで行う。

⇒年金コード1350、1370、0330の受給権者にかかる加算額対象者の障害状態審査は障害年金業務部で行い、処分通知は支払部より発出する。

⇒年金コード0340の受給権者にかかる加算額対象者の障害状態審査及び処分通知の発出は障害年金業務部で行う。

3. 経過措置該当者の取扱い

障害年金加算改善法の経過措置該当者にかかる処分通知等については、事務センターから発出するようお願いしていましたが、以下のとおりとします。

① 年金コード0620、2650、5350、6350の受給権者にかかる加算額対象者の障害状態審査及びそれにかかる処分通知の発出は各事務センターで行う。

② ①以外の処分通知は本部より発出することとしましたので、別添4の送付書により本部へ進達してください。

送付書の(2)加算対象者の種類の分類は「5 不該当となるもの」に朱書きで〇を付してください。

様

(基礎年金番号・年金コード)

厚生労働大臣

障害給付の加算額・加給年金額対象者とならない理由のお知らせ
(加算額・加給年金額対象者不該当通知書)

さきに、あなたから、 様を加算額（加給年金額）対象者として「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」の提出がありましたが、次の理由により加算額（加給年金額）対象者となりませんので通知します。

理 由

この決定に不服がある時は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

【記載例】

別添 1

平成 ○○年 ○○月○○日

ネンキン タロウ 様

(基礎年金番号・年金コード ○○○○-○○○○○○○-○○○○)

受給権者 の欄

厚生労働大臣

障害給付の加算額・加給年金額対象者とならない理由のお知らせ (加算額・加給年金額対象者不該当通知書)

配偶者 (子)

さきに、あなたから、**ネンキン ハナコ** 様を加算額 (加給年金額) 対象者として「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」の提出がありましたが、次の理由により加算額 (加給年金額) 対象者となりませんので通知します。

理 由

例文1 (発出事例1. の①)

申出のあった該当日、平成○○年○○月○○日において、配偶者 ネンキン ハナコ様 (子 ○○ ○○様) の前年の収入が850万円 (または前年の所得が655万5千円) を超えており、生計維持関係が認められないため。

例文2 (発出事例1. の①)

申出のあった該当日、平成○○年○○月○○日において、配偶者 ネンキン ハナコ様 (子 ○○ ○○様) と住民票上の世帯及び住所が同一と認められず、生計維持関係が認められないため。

例文3 (発出事例1. の②)

ネンキン タロウ様の現在の障害等級は、○級のため障害給付の加算額・加給年金額の対象となる加算が行われる障害等級に該当しないため。

この決定に不服がある時は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、社会保険審査官 (地方厚生局内) に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会 (厚生労働省内) に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告 (代表者は法務大臣) として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

平成 年 月 日

別添 2

様
(基礎年金番号・年金コード)

厚生労働大臣

障害基礎年金 加算額対象者の障害不該当について

加算額対象者 (加給年金額対象者)	
----------------------	--

さきに、あなたから障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届が提出されましたが、次の理由により一定程度の障害状態にないと決定しましたので通知します。

これにより、加算額（加給年金額）は加算額対象者（加給年金額対象者）が18歳に達する日以降最初の3月31日までの間に限り支払われます。

理 由

なお、加算額対象者（加給年金額対象者）が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に国民年金法施行令別表に定める障害の状態となったときは、届出により、加算額（加給年金額）は20歳になるまで支払われます。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

別添 2

ネンキン タロウ 様
(基礎年金番号・年金コード ○○○○-○○○○○○-○○○○)

受給権者 の欄

厚生労働大臣

障害基礎年金 加算額対象者の障害不該当について

加算額対象者 (加給年金額対象者)	ネンキン ハナコ
----------------------	----------

あなたから障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届が提出されましたが、次の理由により一定程度の障害状態にないと決定しましたので通知します。

これにより、加算額（加給年金額）は加算額対象者（加給年金額対象者）が18歳に達する日以降最初の3月31日までの間に限り支払われます。

理 由

例文（発出事例1. の③）

申出のあった該当日、平成○○年○○月○○日において、ネンキン ハナコ様の障害の状態が国民年金法施行令別表に定める障害の状態にあると認められないため

なお、加算額対象者（加給年金額対象者）が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に国民年金法施行令別表に定める障害の状態となったときは、届出により、加算額（加給年金額）は20歳になるまで支払われます。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

平成 年 月 日

別添 3

様
(基礎年金番号・年金コード)

厚生労働大臣

障害基礎年金 加算額対象者の障害不該当について

加算額対象者 (加給年金額対象者)	
----------------------	--

さきに、あなたから障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届が提出されましたが、次の理由により一定程度の障害状態にないと決定しましたので通知します。

理 由

なお、加算額（加給年金額）が18歳到達年度末終了後も支払われるのは、加算額対象者（加給年金額対象者）が国民年金法施行令別表に定める障害等級1・2級に該当する場合です。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

別添 3

ネンキン タロウ 様
(基礎年金番号・年金コード ○○○○-○○○○○○-○○○○)

受給権者 の欄

厚生労働大臣

障害基礎年金 加算額対象者の障害不該当について

加算額対象者 (加給年金額対象者)	ネンキン ハナコ
----------------------	----------

さきに、あなたから障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届が提出されましたが、次の理由により一定程度の障害状態にないと決定しましたので通知します。

理 由

例文（発出事例1. の④）

申出のあった該当日、平成○○年○○月○○日において、ネンキン ハナコ様の障害の状態が国民年金法施行令別表に定める障害の状態にあると認められないため

なお、加算額（加給年金額）が18歳到達年度末終了後も支払われるのは、加算額対象者（加給年金額対象者）が国民年金法施行令別表に定める障害等級1・2級に該当する場合です。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

改定年月日＜平成23年3月31日＞限定
障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届 送付書
(様式229-1号)

件

(1) - ① 障害年金業務部・業務渉外部

表の区分に分類し、該当するグループに○を記入してください。

障害1G(船)	年金コードが0340(旧法船保)
障害1G(診)	年金コードが1350, 1370(旧三共済), 0330(旧法厚年)のいずれかであって診断書が添付されているもの
渉外G	年金コードが1370(旧三共済)

(1) - ② 支払部

基礎年金番号の上2ケタで表の区分に分類し、
該当するグループに○を記入してください。

支払1G	01. 02. 03. 04. 06. 10
支払2G	05. 07. 08. 09. 11. 21・22. 32
支払3G	12. 31. 35. 36. 37. 38. 39. 51. 53
支払4G	33. 34. 41. 42. 52. 54. 56. 57. 58
支払5G	55. 59. 60. 61. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82

※83～99は住所地を管轄する支払Gへ振分けてください。



(1)-②のみさらに分類

(2) 加算対象者の種類

表の区分に分類し、該当する数字に○を記入してください。

1	配偶者のみ
2	子のみ
3	配偶者と子
4	その他の届書が添付されているもの
5	不該当となるもの

※各分類につき1枚送付書を添付する。

2. 再裁定に関する大切なお知らせ

【再裁定が不要である事例の取扱い】

【年金給付部 給付指導グループ】

- 【指示・依頼】再裁定が不要である事例の取扱い
(平成 23 年 9 月 20 日 給付指 2011-249 記対指 2011-96)

平成 22 年 9 月 16 日【記対指 2010-66】「判明記録の統合処理の促進」(指示・依頼)において別途指示することとしていた「支給済脱退手当金の記録の取扱い」及び「その他再裁定が不要である事例の取扱い」をお示ししたものです。

記 録 問 題 関 係

再裁定が不要である事例の取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所					情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室					
	◎		◎	◎	○	○	○	◎	◎	○		○	◎	◎					

本部関係部

経営企画部、事業企画部、年金相談部、国民年金部、厚生年金保険部、業務管理部、記録管理部、支払部、障害年金業務部

目的・趣旨

平成 22 年 9 月 16 日【記対指 2010-66】※判明記録の統合処理の促進（指示・依頼）の項番 3「作業要領」において別途指示することとしていた「支給済脱退手当金の記録の取扱い」及び「その他再裁定が不要である事例の取扱い」をお示しするものです。

ポイント（内容）

1 支給済脱退手当金の記録の取扱い

判明記録が支給済脱退手当金のみであり、次の①②いずれにも該当する場合には、「年金記録の訂正についての回答票 兼 年金額の再計算に関する申出書（年金額仮計算書）」の提出の有無にかかわらず記録の統合処理を行い、本部への再裁定の進達及び再裁定にかかる報告（注）は不要とします。

①記録を統合しても重複期間が発生しない

②統合後の記録に基づき再裁定を行っても受給権発生日及び年金額に変更がない

なお、統合処理後は、未統合記録進捗管理簿に必要事項を記載（記録訂正・統合年月日含む）し、未統合記録の処理状況報告（別紙 2）の「統合済件（人）数」に計上し終了としてください。

（注）項番 48「年金記録の訂正にかかる年金額試算結果集計表」

○平成 22 年 4 月 12 日【給付指 2010-61】※ ○平成 22 年 8 月 26 日【給付指 2010-157】※

2 その他再裁定が不要である事例の取扱い

上記 1 の他、再裁定が不要である事例の取扱いについては **別添** を参照して下さい。

3 留意事項

上記 1 及び 2 に基づき記録の統合処理を行った場合には、次のとおり対応して下さい。

○年金見込額の試算を行わないで、ご本人には訂正結果のみをお知らせする

○「要再裁定者リスト」が出力された場合には、処理票等と併せて別保管にて管理する

審査担当チェック欄 ■

照会先
本部年金給付部給付指導 G
担当：小野寺
連絡先： XXXXXXXXXX

照会先
本部記録問題対策部記録問題対策 G
担当：大野、森河
連絡先： XXXXXXXXXX

1 以下の㊶～㊸いずれかに該当する場合には、本部への再裁定の進達及び再裁定にかかる報告は不要とし、「要再裁定者リスト」が出力された場合には、記録整備にかかる処理票等と併せて別保管にて管理すること。

㊶ 支給済脱退手当金記録を統合しても重複期間が発生しない場合で、かつ、統合後の記録に基づき再裁定を行っても受給権発生日及び年金額に変更がない場合

㊷ 死亡失権者（失権原簿）の状態であり、かつ、未支給請求権者がいない場合

㊸ 判明記録を統合しても月数及び平均標準報酬額に変更がない場合

㊹ 次頁以降に掲げる表に該当する場合

※時効前死亡の受発後期間追加は、遺族年金との整合性を果たさせるために再裁定を行う（様式127-3は不要）

2 以下の場合には、そもそも再裁定では無いことに留意すること。

◆単一共済のみの加入者で老齢基礎年金（1150）が裁定されている者（進達庁 8501 以降）に、新たに受給権発生日より前の厚年期間、国年期間又は当該単一共済組合員期間以外の共済組合員期間が判明した場合

⇒ 裁定を取消したうえで、新規裁定する必要がある

◆事業所整理記号・被保険者番号だけを訂正する場合

⇒ 記録整備により要再裁定者リストが出力される場合があるが、記号番号の訂正だけを行う場合には再裁定は不要

◆住基コードだけを追加する場合

⇒ 年金事務所・事務センターにおいて収録処理が可能

再裁定の進達が不要な事例

※判明記録を統合した後に、記録整備等を
適正に行ったうえで表に当てはめること。

＜新法＞

①受給者原簿記録の種別	②判明記録の種別	③判明記録を統合した後の状況	備 考
●全て	○同月得喪の厚年期間	○被保険者記録照会「021-1」の照会区分を「2」として照会した結果、被保険者記録が変更になるが、区分を「1」として照会した場合には変更がない	○照会区分を「1」として照会した結果、被保険者記録が変更になる場合には再裁定が必要である
	○厚年法第 75 条該当の厚年 期間・報酬	—	
	○65 歳以後の共済期間	—	
	○昭和 61 年 3 月以前の共済 期間	○厚年期間と共済期間の全てが重複 する	○移管記録の確認を行った結果、「移管漏れ」である場合には再裁定が必要である
○特別支給の老齢厚生年金（基礎 年金発生前） (1150)	○国年期間	○受給権発生日に変更がない	○合算対象期間と重複する場合には再裁定が必要である
○障害基礎年金（障害福祉年金か らの裁定替） (2650)	●全て	—	
○障害基礎年金（20 歳前） (6350)	●全て	—	

①受給者原簿記録の種別	②判明記録の種別	③判明記録を統合した後の状況	備 考
○障害基礎年金(単一共済裁定者) (1350)	●全て	—	
○障害基礎・障害厚生年金 (1350)	○国年期間 ○共済期間 ○障害認定日の属する月後の 厚年期間	—	○納付要件に影響を及ぼさない ○300月みなし月数や最低保障額で障害厚生年金が決定されている場合を含めて、障害認定日の属する月以前の厚年期間を追加する場合には再裁定が必要である
	○三共済・農林共済期間	○受給権発生日が三共済・農林共済統合日の前にある	
○寡婦年金 (5950)	○厚年期間	—	○国年期間と重複する場合には再裁定が必要である

<旧法>

①受給者原簿記録の種別	②判明記録の種別	③判明記録を統合した後の状況	備 考
○通算老齢年金（国年） （0520）	○国年期間（全て未納期間）	—	
○老齢年金（厚年） （0130）	○国年期間	—	
	○旧令共済期間	○受給権発生日において420月以上の被保険者期間がある	○退職改定により初めて420月以上となる場合は除く
○通算老齢年金（厚年） （0230）	○国年期間	○受給権発生日に変更がない	
	○船保期間	○受給権発生日に変更がない	○交渉法が適用されない ○裁定替え・失権（50-04）等になる場合がある
○老齢年金（船保） （0140）	○国年期間	—	
○老齢年金（船保） （0140） ※船保法第34条第1項2号に規定する漁短老齢年金	○厚年期間	—	○交渉法が適用されない ○裁定替え・失権（50-02）等になる場合がある

①受給者原簿記録の種別	②判明記録の種別	③判明記録を統合した後の状況	備 考
○通算老齢年金（船保） （0240）	○国年期間	○受給権発生年月日に変更がない	
	○厚年期間	○受給権発生年月日に変更がない	○交渉法が適用されない ○裁定替え・失権（50-04） 等になる場合がある
○障害年金（厚年） （0330） ※昭和 29 年 5 月改正前（旧旧法）	●全て	—	
○障害年金（厚年） （0330）	○国年期間 ○旧令共済期間 ○受給権発生日の属する月後の 全ての期間	—	○240 月みなし月数や最低保 障額で障害年金が決定され ている場合を含めて、受給権 発生日の属する月以前の厚 年期間を追加する場合には 再裁定が必要である
	○船保期間	—	○交渉法が適用されない
○障害年金（船保） （0340）	○厚年期間	—	○交渉法が適用されない
○遺族年金（厚年） （0430）	○船保期間	○短期要件に基づく給付である	○短期要件には交渉法の適用 がない

①受給者原簿記録の種別	②判明記録の種別	③判明記録を統合した後の状況	備 考
○通算遺族年金（厚年） （0930）	○船保期間	—	○交渉法が適用されない ○裁定替え等になる場合がある
○遺族年金（船保） （0440）	○厚年期間	○短期要件に基づく給付である	○短期要件には交渉法の適用がない
○通算遺族年金（船保） （0940）	○厚年期間	—	○交渉法が適用されない ○裁定替え等になる場合がある

3. 市町村（合併・住所表示変更等）・金融機関（合併・各種変更）に関するお知らせ

【年金給付部 給付企画グループ】

- 【情報提供】市町村合併に伴う住所表示等の変更
（平成23年10月4日 給付情 2011-158）

平成23年10月1日に施行された「栃木県栃木市」と「島根県出雲市」、平成23年10月11日に施行された「埼玉県川口市」の市町村合併に関する情報提供を行ったものです。

- 【情報提供】金融機関の合併及び店舗名称変更
（平成23年10月4日 給付情 2011-159）

金融機関の合併及び店舗名称変更に関する情報提供を行ったものです。
（変更は平成23年11月15日（随時）支払から変更になります）

市町村合併に伴う住所表示等の変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部
 厚生年金保険部、国民年金部、年金相談部、
 基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、
 業務渉外部、記録管理部

目的・趣旨
 平成23年10月1日施行される「栃木県栃木市」と「島根県出雲市」、平成23年10月11日施行される「埼玉県川口市」の市町村合併について情報提供いたします。

ポイント（内容）

- 「栃木県栃木市」・・・栃木市、上都賀郡西方町が合併し「栃木市」となる事に伴い、各ファイルの住居表示を一括変更処理します。詳細は別紙1をご確認ください。
- 「島根県出雲市」・・・出雲市、簸川郡斐川町が合併し「出雲市」となる事に伴い、各ファイルの住居表示を一括変更処理します。詳細は別紙1をご確認ください。
- 「埼玉県川口市」・・・川口市、鳩ヶ谷市が合併し「川口市」となる事に伴い、各ファイルの住居表示を一括変更処理します。詳細は別紙2をご確認ください。

照会先
 本部 年金給付部 給付企画G
 担当 菊池
 連絡先
 (直通) XXXXXXXXXX

市町村合併に伴う住所表示等の変更について

平成23年10月1日に施行される「栃木市」の市町村合併については、各ファイルの住居表示を一括変更処理し対応することとする。

1. 合併する地域及び新市名称

(1) 栃木県

栃木市、上都賀郡 西方町が合併し、「栃木市」となる。

2. 市区町村（住所）コードテーブルの修正内容

(1) 市区町村コードテーブル（高井戸）

市区町村名 【栃木市】		市区町村コード		
		国年	厚年	船保
現行	トチギシ	09530203	09020203	09810203
現行	カミツガゲン ニシカタマチ	09500321	09010321	09810321
新	トチギシ	09530203	09020203	09810203

(2) 住所コードテーブル（三鷹）

市区町村名 【栃木市】		市区町村コード
現行	トチギシ	09203
現行	カミツガゲン ニシカタマチ	09321
新	トチギシ	09203

市町村合併に伴う住所表示等の変更について

平成23年10月1日に施行される「出雲市」の市町村合併については、各ファイルの住居表示を一括変更処理し対応することとする。

2. 合併する地域及び新市名称

(1) 島根県

出雲市、簸川郡 斐川町が合併し、「出雲市」となる。

2. 市区町村（住所）コードテーブルの修正内容

(1) 市区町村コードテーブル（高井戸）

市区町村名 【出雲市】		市区町村コード		
		国年	厚年	船保
現行	イズモシ	58570203	58040203	58830203
現行	ヒカワゲン ヒカワチヨ	58570401	58040401	58830401
新	イズモシ	58570203	58040203	58830203

(2) 住所コードテーブル（三鷹）

市区町村名 【出雲市】		市区町村コード
現行	イズモシ	58203
現行	ヒカワゲン ヒカワチヨ	58401
新	イズモシ	58203

3. 修正時期

(1) 平成23年10月1日施行分

適用・徴収処理……平成23年10月1日より稼動

裁定処理……平成23年10月13日裁定日分より稼動
(平成23年10月3日入力処理分より)

支払処理……(新裁分)

平成23年11月随時払分より稼動
(諸変更分)

平成23年11月随時支払分より稼動

諸変更処理……平成23年10月3日入力分より稼動

債権処理……平成23年10月調定分より稼動

4. 年金給付システムに係る修正

(1) 受給権者原簿及び諸変更について

裁定原簿は市区町村コード、郵便番号、原簿住所をもとに住所一括変更11月随時支払処理にむけて行う。すでに合併前の旧住所で入力済みの住所変更届については、11月随時支払にむけて一括変更を行う。

(2) 債権管理簿について

平成23年10月調定分及び11月1日発送の督促状から新住所とするために、郵便番号をもとに住所変更の対象者を抽出し、補正リストを作成する。(住所変更処理については、別途、連絡票を起票し、業務部において行う。)

(3) 共済情報交換について

共済情報交換処理における疑市区町村名称テーブルについて、修正を行う。修正時期については、市町村合併日後の共済情報交換処理までに行うものとする。

(4) 住民基本台帳ネットワークにかかる情報交換について

住民基本台帳ネットワークにかかる情報交換処理における照会要求ファイルについて修正を行う。修正時期については、受給権者原簿の一括変換と同期をとるものとする。

5. 記録管理システムに係る処理

(1) 国民年金被保険者ファイルについて

平成23年10月1日施行分については平成23年10月3日より、入力及び照写を可能とする。

旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、このうち出雲市分については平成24年10月24日より、栃木市分については平成23年10月31日より、新住所で照写する。

(2) 厚生年金保険被保険者ファイル、船員保険被保険者ファイルについて

市区町村コードテーブルを修正し、平成23年10月1日施行分については平成23年10月3日より、入力及び照写を可能とする。

旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成23年10月1日施行分については平成23年10月11日より新住所で照写する。

(3) 基礎年金番号管理ファイルについて

加入制度または受給権者原簿のスケジュールに沿って変更し、また、制度未加入者については、平成23年10月1日施行分については平成23年10月11日より新住所で照写する。

(4) 共済組合員情報ファイルについて

各共済組合から定期的に回付される異動データに基づき変更する。

6. 郵便番号辞書ファイル・住所辞書ファイルについて

平成23年10月1日施行分については平成23年10月3日より入力及び照写を可能とする。

市町村合併に伴う住所表示等の変更について

平成23年10月11日に施行される「川口市」の市町村合併については、各ファイルの住居表示を一括変更処理し対応することとする。

1. 合併する地域及び新市名称

(1) 埼玉県

川口市、鳩ヶ谷市が合併し、「川口市」となる。

2. 市区町村（住所）コードテーブルの修正内容

(1) 市区町村コードテーブル（高井戸）

市区町村名 【川口市】		市区町村コード		
		国年	厚年	船保
現行	カクゲチ	11500203	11010203	11810203
現行	ハカゲヤシ	11500226	11010226	11810226
新	カクゲチ	11500203	11010203	11810203

(2) 住所コードテーブル（三鷹）

市区町村名 【川口市】		市区町村コード
現行	カクゲチ	11203
現行	ハカゲヤシ	11226
新	カクゲチ	11203

3. 修正時期

(1) 平成23年10月11日施行分

適用・徴収処理……平成23年10月11日より稼動

裁定処理……平成23年10月20日裁定日分より稼動
(平成23年10月11日入力処理分より)

支払処理……(新裁分)

平成23年12月定期払分より稼動
(諸変更分)

平成23年11月随時支払分より稼動

諸変更処理……平成23年10月11日入力分より稼動

債権処理……平成23年10月調定分より稼動

4. 年金給付システムに係る修正

(1) 受給権者原簿及び諸変更について

裁定原簿は市区町村コード、郵便番号、原簿住所をもとに住所一括変更12月定期支払処理にむけて行う。すでに合併前の旧住所で入力済みの住所変更届については、12月定期支払にむけて一括変更を行う。

(2) 債権管理簿について

平成23年11月調定分及び11月1日発送の督促状から新住所とするために、郵便番号をもとに住所変更の対象者を抽出し、補正リストを作成する。(住所変更処理については、別途、連絡票を起票し、業務部において行う。)

(3) 共済情報交換について

共済情報交換処理における疑市区町村名称テーブルについて、修正を行う。修正時期については、市町村合併日後の共済情報交換処理までに行うものとする。

(4) 住民基本台帳ネットワークにかかる情報交換について

住民基本台帳ネットワークにかかる情報交換処理における照会要求ファイルについて修正を行う。修正時期については、受給権者原簿の一括変換と同期をとるものとする。

5. 記録管理システムに係る処理

(1) 国民年金被保険者ファイルについて

平成23年10月11日施行分については平成23年10月11日より、入力及び照写を可能とする。

旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成23年10月24日より、新住所で照写する。

(2) 厚生年金保険被保険者ファイル、船員保険被保険者ファイルについて

市区町村コードテーブルを修正し、平成23年10月11日施行分については平成23年10月11日より、入力及び照写を可能とする。

旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成23年10月11日施行分については平成23年10月17日より新住所で照写する。

(3) 基礎年金番号管理ファイルについて

加入制度または受給権者原簿のスケジュールに沿って変更し、また、制度未加入者については、平成23年10月11日施行分については平成23年10月17日より新住所で照写する。

(4) 共済組合員情報ファイルについて

各共済組合から定期的に回付される異動データに基づき変更する。

6. 郵便番号辞書ファイル・住所辞書ファイルについて

平成23年10月11日施行分については平成23年10月3日より入力及び照写を可能とする。

金融機関の合併及び店舗名称変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○			

本部関係部
 厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨
 金融機関の合併及び店舗名称変更についてご連絡します。

ポイント（内容）
 11月15日支払からの変更となります。
 変更となる金融機関・店舗名につきましては別添参照願います。

照会先
 本部 年金給付部 給付企画G
 担当 菊池
 連絡先
 (直通) XXXXXXXXXX

銀行・信金

金融機関名コード	旧店舗名称	新店舗名称	実施時期(年月日)
1352 瀧野川信用金庫	ハトガヤツジ 鳩ヶ谷辻	ハチマンギ 八幡木	平成23年10月24日
1951 熊本信用金庫	スイゼンジ 水前寺	ホンテン 本店営業部	平成23年10月24日
1732 おかやま信用金庫	シンサイダイジチヨウ 新西大寺町	ウチサンゲ 内山下	平成23年11月7日
1830 高松信用金庫	カモガワ 鴨川	サカイデヒガシ 坂出東	平成23年10月17日
1954 熊本中央信用金庫	タノウラ 田浦	サシキ 佐敷	平成23年10月24日
1954 熊本中央信用金庫	ユノウラ 湯浦出張所	サシキ 佐敷	平成23年10月24日
1954 熊本中央信用金庫	タイメイ 岱明	セイブ 西部	平成23年10月24日
0554 関西アーバン銀行	ジャスコニシオオツ ジャスコ西大津出張所	オオジヤマ 皇子山	平成23年11月14日
0554 関西アーバン銀行	クサツキタ 草津北出張所	クサツニシ 草津西	平成23年10月17日
0554 関西アーバン銀行	フオレオオオツイチリヤマ フオレオ大津一里山出張所	セタエキマエ 瀬田駅前	平成23年10月17日
0554 関西アーバン銀行	ヤマシナミナミ 山科南	ヤマシナ 山科	平成23年10月24日
0554 関西アーバン銀行	キヨウトチユウオウ 京都中央	キヨウト 京都	平成23年6月13日
0554 関西アーバン銀行	オオサカ 大阪	サカイスジホンマチ 堺筋本町	平成23年6月13日
2092 いわき信用組合	カシマ 鹿島	タマガワ 玉川	平成23年10月21日
2092 いわき信用組合	カベヤ 神谷	タイラ 平	平成23年11月11日
2025 釧路信用組合	オタノシケ 大楽毛	ニシコウ 西港	平成23年11月4日
2025 釧路信用組合	ケイウン 景雲	アイコク 愛国	平成23年11月4日
2025 釧路信用組合	コウリツダイガクマエ 公立大学前	カツラギ 桂木	平成23年11月4日
2025 釧路信用組合	キタミ 北見	アバシリ 網走	平成23年11月4日
2025 釧路信用組合	コシミズ 小清水	キヨサト 清里	平成23年11月4日
2025 釧路信用組合	シレトコ しれとこ	キヨサト 清里	平成23年11月4日
2954 東北労働金庫	エサシ 江刺	オウシユウ 奥州	平成23年11月7日
2954 東北労働金庫	ミズサワ 水沢	オウシユウ 奥州	平成23年11月7日
1305 興産信用金庫	カサイ 葛西	エドガワ 江戸川	平成23年11月14日
1701 鳥取信用金庫	ホンマチ 本町	ホンテン 本店営業部	平成23年9月20日
1701 鳥取信用金庫	タカクサ 高草	ホンテン 本店営業部	平成23年9月20日
2190 君津信用組合		ゴイ 五井	平成23年11月15日 新設

農協等

旧農協名/県コード	旧店舗名称	新農協名/県コード	新店舗名称	実施時期(年月日)
3005 新あきた農協	シニアキタチュウオウ 中央	3005 新あきた農協	シニアキタキタ 北	平成23年10月22日
3005 新あきた農協	シニアキタミヨウデン 明田	3005 新あきた農協	シニアキタヒガシ 東	平成23年10月22日
3030 みくまの農協	ミクマノミツノ 三津ノ	3030 みくまの農協	ミクマノシングウ 新宮	平成23年10月24日
3030 みくまの農協	ミクマノウガイ 宇久井	3030 みくまの農協	ミクマノミサキ みさき	平成23年10月24日
3030 みくまの農協	ミクマノオオタ 太田	3030 みくまの農協	ミクマノタイジ 太地	平成23年10月24日
3030 みくまの農協	ミクマノシモサト 下里	3030 みくまの農協	ミクマノタイジ 太地	平成23年10月24日
3030 みくまの農協	ミクマノシチカワ 七川	3030 みくまの農協	ミクマノミヨウジン 明神	平成23年10月24日
9470 焼津漁協	ヤイツトウメ 当目	9470 焼津漁協	ヤイツ 本所	平成23年10月7日

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168
TEL. 

都杉並区高井戸西3丁目5番24号